

第6章 開発審査会その他

I 開発審査会

1 開発審査会の設置（法第78条第1項）

法によりその権限に属させられた事項を行わせるため、都道府県、指定都市、中核市及び特例市に開発審査会を置くこととされている。地方自治法第252条の7の2第1項の規定により、市町村が開発行為等の規制に係る事務を処理する場合も、県の開発審査会を利用することとなる。

(1) 開発審査会の性格

開発審査会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する地方公共団体の執行機関の附属機関である。

(2) 開発審査会に属する権限

- ① 法第50条第1項前段に規定する開発許可処分等についての審査請求に対する裁決
- ② 市街化調整区域に係る開発行為のうち、法第34条第14号の規定により、市街化調整区域において行われても支障のないもの又はやむを得ないものとして、知事等が開発許可をしようとする場合、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域における建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設のうち、令第36条第1項第3号ホの規定により、市街化調整区域において行われてもやむを得ないものとして、知事等が建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の許可をしようとする場合の議決
- ③ 土地区画整理法第9条第2項又は第21条第2項に基づく個人施行又は組合施行の土地区画整理事業法の知事認可の際の当該事案についての議決

2 開発審査会の組織（法第78条第2項、第3項）

- (1) 開発審査会は、委員5人以上をもって組織すると定められているが、徳島県開発審査会は徳島県開発審査会条例により7人としている。
- (2) 開発審査会の委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから知事が任命する。

3 開発審査会の組織及び運営（令第43条）

開発審査会の組織及び運営については、令第43条に定める基準に従い、次のとおり徳島県開発審査会条例（昭和45年3月24日徳島県条例第29号）及び徳島県開発審査会運営規程（昭和46年制定）等で定められている。

徳島県開発審査会条例（昭和45年3月24日徳島県条例第29号）

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条第8項の規定に基づき、徳島県開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 委員の定数は、7人とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。(平12条例53・一部改正)

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事)

第4条 審査会の会議は、会長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者。以下この条において同じ。)が招集する。

2 審査会は、会長及び3人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第5条 審査会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審査会の所掌事務について、委員を補佐する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平12年条例第53条)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

徳島県開発審査会運営規定

(趣旨)

第1条 この規定は徳島県開発審査会条例(昭和45年徳島県条例第29号)第6条の規定に基づき、徳島県開発審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の召集)

第2条 会長は、会議を招集する場合には、あらかじめ審議事項、開催の期日、場所等を定めて会議の3日前までに委員に通知しなければならない。

ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(欠席)

第3条 委員は、招集を受けた場合において、事故のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(議長)

第4条 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

(会議の公開)

第5条 審査会の会議は、原則として公開とする。ただし、徳島県情報公開条例(平成13年徳島県条例第1号)第8条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合であって、会議を公開しない旨の議決をしたときはこの限りでない。

2 会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第6条 議長は、会議録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録には、議長及び出席委員2名以上が署名しなければならない。

(雑則)

第7条 この規定に定めるもののほか、議事の運営に関して必要な事項は会長の決するところによる。

附 則

この規定は、昭和46年5月21日から施行する。

附 則

この規定は、平成22年7月28日から施行する。

徳島県開発審査会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島県開発審査会運営規定第5条第2項の規定に基づき、会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催の周知)

第2条 周知の方法は、徳島県のホームページへの掲載等により行うものとする。

2 周知の内容は、会議の名称、日時、場所、議題、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

(傍聴人の申出等)

第3条 傍聴を希望する者は、会議の当日、会議の開会予定時刻の1時間前から30分前までに、会場の受付に申し出なければならない。

2 傍聴の受付は、先着順により行い、申出者が定員を超える場合は、会議の開会前に抽選により決定する。

3 傍聴人とは、前項により決定した者をいう。

(傍聴人の定員等)

第4条 傍聴人の定員は15人以内とし、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

(会場へ入場できない者)

第5条 次に掲げる者は、会場に入場することができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 異様な服装をしている者
- 三 凶器その他危険物と認められる物品を携帯し又は獣類を連れた者
- 四 傘、幟、標識、ビラ、看板、鉢巻、その他これらに類するものを携帯した者
- 五 その他審議を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあっては次の事項を遵守しなければならない。

- 一 会議における言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと
- 二 帽子、外套の類を着用しないこと
- 三 許可なく写真やビデオの撮影、録音などをしないこと

四 私語、談論、放歌、高笑いなどをしないこと

五 ポケベル、携帯電話などを使用しないこと

六 みだりに席を離れないこと

七 飲食又は喫煙をしないこと

八 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨害となるような行為をしないこと

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- 一 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき
- 二 傍聴人が規定に違反し、会長が退場を命じたとき

2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会場に入ることはできない。

(報道関係者の取扱)

第9条 徳島県県政記者クラブ及び民放記者クラブに加盟する社の記者並びに徳島県地方新聞協会加盟社のうち日刊紙を発行する社の記者(以下「報道関係者」という。)は、第3条及び第4条の規定に関わらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第6条から第8条までの規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。ただし、報道関係者は、第6条第3号の規定に関わらず、議案の審議に入る前までに限り、写真やビデオの撮影、録音などを行うことができる。

(その他)

第10条 その他この要領の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年7月28日から施行する。

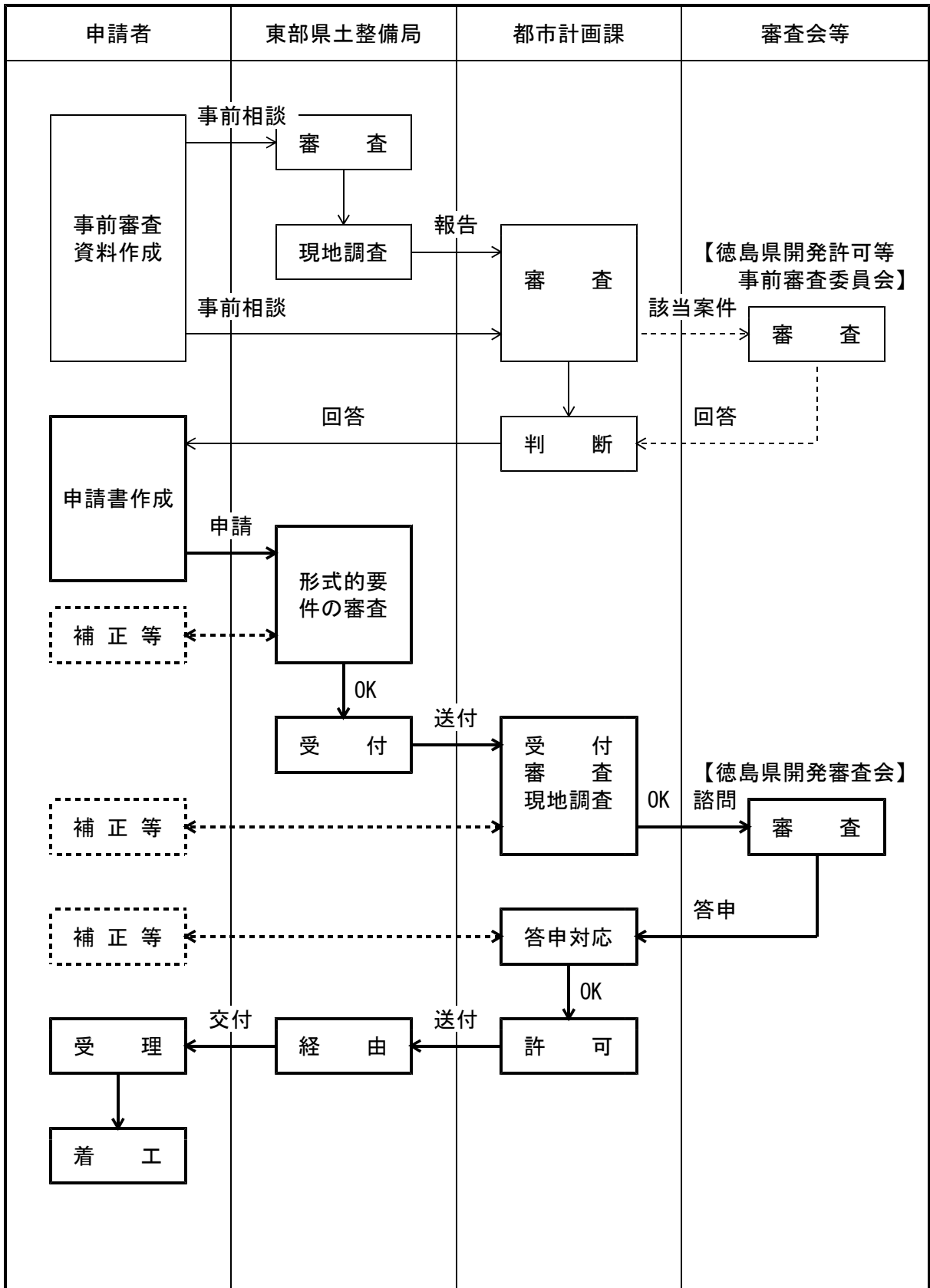
徳島県開発審査会運営規定第5条第1項ただし書きの規定により
非公開審議に該当する議決について

〔平成22年7月28日
徳島県開発審査会議決〕

次の審議は、徳島県情報公開条例第8条各号に該当すると認められる情報を含むため、会議を公開しないこととする。

- 一 都市計画法第34条第14号及び同法施行令第36条第1項第3号ホに係る付議議案(同法第34条の2及び第42条による協議議案を含む。)について審議をする場合
- 二 都市計画法第50条第1項に規定する審査請求について審議をする場合(同条第3項の口頭審理を除く。)
- 三 予備審査、運営に関する審議をする場合

II 法第34条第14号に該当する開発許可等の申請フロー図



Ⅲ 監督処分（法第81条）

1 違反者等への監督処分（法第81条第1項）

知事等は、次に掲げる者に対して、都市計画上必要な限度において許可等を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し若しくは新たに条件を付し、又工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期間を定めて、建築物その他の工作物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するための措置をとることを命ずることができる。

- (1) 都市計画関係法令に基づく規定、処分に違反した者、又はその事実を知って当該土地、工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者
- (2) 都市計画関係法令に基づく命令の規定、命令処分に違反した工事の注文者若しくは請負人（下請け人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
- (3) 都市計画関係法令に基づく許可、認可、承認に付した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他不正な手段により許可等を受けた者

2 監督処分をしようとする場合の手続（行政手続法第13条）

監督処分は、行政手続法でいう不利益処分であり、行政手続法第13条第1号に定めるところにより、違反等を是正する措置を命じようとする者に対して聴聞を行い、又は弁明の機会を付与しなければならない。

3 行政代執行（法第81条第2項）

過失がなく、違反の是正措置を命ずべき者が確知できないときは、知事等は、行政代執行を行うことができる。

4 標識の設置等（法第81条第3項、第4項）

監督処分をした場合には、違反開発区域に命令処分をした旨の標識を設置するとともに、徳島県報に登載する。

この場合標識の設置は、違反物件の敷地内とし、違反物件の敷地の所有者、管理者又は占有者は当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

IV 罰則規定（法第91条、第92条、第93条、第96条）

1 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第91条）

知事等の命令に違反した者

2 50万円以下の罰金（法第92条）

- (1) 開発許可又は変更許可を受けずに開発行為を行った者（法第29条、法第35条の2関係）
- (2) 開発許可を受けた土地における建築等の制限違反（法第37条、法第42条第1項関係）
- (3) 開発許可を受けた土地における建築条件違反（法第41条第2項）
- (4) 市街化調整区域における用途変更違反（法第42条第1項、法第43条第1項）
- (5) 市街化調整区域における許可申請違反（法第43条第1項）

3 20万円以下の罰金（法第93条）

- (1) 報告、資料の提出義務に対する違反又は虚偽の報告等（法第80条第1項）
- (2) 立入検査に拒否等（法第82条第1項）

4 20万円以下の過料（法第96条）

開発許可を受けた土地における軽微な変更及び工事廃止の届出怠惰若しくは虚偽の届出（法第35条の2第3項、第38条）